

四日市市ごみ集積場材料支給事務取扱要領

(趣旨等)

第1条 この要領は、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、四日市市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例(平成5年四日市市条例第7号)第2条第2項第5号に定める所定のごみ集積場を管理する自治会等が、当該ごみ集積場を整備する場合に、予算の範囲内でその経費を支援することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 自治会等 市内に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体であって、本市が自治会または連合自治会として確認したものをいう。
- (2) 所定のごみ集積場 四日市市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例(平成5年四日市市条例第7号)第2条第2項第5号に定める家庭系廃棄物の集積場をいう。
- (3) 清掃事業所 四日市市が設置する清掃事業所をいう。

(支給の対象となる材料及び額)

第3条 この要領に定める支給の対象となる材料は、所定のごみ集積場の新設または改修等にかかる材料費(設置費、運送費、人件費等を除く。)とする。

2 前項に掲げる材料費の支給限度額は、10万円(消費税及び地方消費税の額を含む)未満とする。

(支給対象者)

第4条 この要領に定める支給対象者は、自治会等とする。

(材料支給の申請)

第5条 材料支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、四日市市ごみ集積場材料支給申請書(第1号様式)に次の書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 見積書(四日市市宛てのものに限る。)
- (2) 位置図
- (3) 構造図等形状がわかるもの
- (4) その他市長が必要と認めるもの

(材料支給の決定)

第6条 市長は、第5条の規定に基づく申請があったときは、その内容を審査し、材料支給をすることが適当と認めたときは、支給を決定し、四日市市ごみ集積場材料支給決定通知書(第2号様式)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査にあつては、必要に応じて、申請者が住所を有する地区を管轄する清掃事業所の長(以下「所長」という。)に対して、設置場所、設置形態、収集対応の是非、その他の事項について現地確認等を実施させ、当該結果を報告させるものとする。

3 市長は、材料支給の決定をする場合において、材料支給の目的を達成するために必要があると認めたときは、条件を付することができる。

(計画の変更)

第7条 材料支給の決定を受けた者(以下「決定者」という。)が申請した事業の内容、その他

の事項の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合又は申請した事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、直ちに四日市市ごみ集積場材料支給変更承認申請書（第3号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 変更後の見積書
- (2) 変更後の位置図
- (3) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 市長は、第1項の材料支給変更承認申請書を受理したときは、変更内容を審査し、適切と認めるときは、第6条による決定を変更し、四日市市ごみ集積場材料支給変更交付決定通知書（第4号様式）により決定者に通知するものとする。

3 市長は、第2項の審査にあつては、必要に応じて、所長に、設置場所、設置形態、収集対応の是非、その他の事項について現地確認等を実施させ、当該結果を報告させるものとする。

（材料の調達）

第8条 市長は、材料支給の支給決定をした材料を調達し、決定者に支給するものとする。

2 市長は、前項の材料を納品した事業者からの請求に基づき、支出を行うものとする。

（完成報告）

第9条 決定者は、第8条第1項の材料支給を受けた日から、60日以内又は当該年度の3月末日のいずれか早い日までに、四日市市ごみ集積場材料受領書兼完成報告書（第5号様式）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) ごみ集積場の整備完成後の状況がわかる写真
- (2) その他市長が必要と認めるもの

（完成検査）

第10条 市長は、第9条の報告があつたときは、その内容を審査し、事業が適切に実施されたか確認するものとする。

2 市長は、第1項の審査にあつては、必要に応じて、所長に、設置場所、設置形態、収集対応の是非、その他の事項について現地確認等を実施させ、当該結果を報告させるものとする。

（決定の取消等）

第11条 市長は、決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、材料支給の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 四日市市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例、この要領又は材料支給の決定をするときに付した条件若しくは市長の指示に違反したとき。
- (2) 支給した材料を目的以外に使用したとき。
- (3) 事業を中止し、又は廃止したとき。
- (4) 事業に関する申請、施工、報告等について不正な行為があつたとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、支給した材料の使用が不適切であると市長が認めるとき。

2 決定者は、市長が前項の取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に対する材料の支給を受けているときは、市長の請求に応じ、支給した材料の調達に要した金額の全部又は一部を返還しなければならない。

（材料支給の制限）

第12条 第3条の材料支給については、同一年度内において、自治会等が管理する所定の集積場1か所につき、1回に限る。ただし、第3条第2項の支給限度額（以下「限度額」という。）

に満たない材料支給が行われている場合は、限度額と支給済額との差額分についての材料支給を申請することを妨げない。

2 前項の規定に関わらず、市長が特に必要と認めるときは、この限りではない。

(関係書類の整備等)

第13条 決定者は、当該事業に係る関係書類を整備し、当該事業完了日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保管しなければならない。

(調査)

第14条 市長は、材料支給の予算執行の適正を期するため必要があると認めるときは、決定者に対する報告を求め、又は職員に調査を行わせることができる。

2 決定者は、前項に規定する調査に協力しなければならない。

(補則)

第15条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、昭和62年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和4年4月1日以降に、令和4年3月31日以前の様式によって行われた手続は、令和4年4月1日から施行する要領の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってなされた手続とみなす。

附 則

この要領は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年5月23日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年3月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年3月31日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。